会　議　録

会議の名称	第 19 回枚方市自立支援協議会 全体会
開催日時	令和８年９月２日（水）　９時 57 分から 12 時 31 分まで
開催場所	枚方市役所別館４階　特別会議室
出席者	長尾祥司　富谷優子　日野裕　山中いずみ　阿保嘉浩　乾惠理 近棟健二　安田雄太郎　中川敬介　亀谷明美　中岡将基　内田拓洋 桐山広子　山本雅英　末次博典 説明員：地域支援センターゆい　西島氏（相談支援センター職員） クロスロード 内村氏（相談支援センター職員）
欠席者	―
案件名	１　座長・副座長の選任について ２　枚方市自立支援協議会の組織に関する見直し案について ３　各相談支援センター相談実績報告 ４　枚方市自立支援協議会幹事会及び各部会よりの活動報告、及び今後の活動方針について ５　枚方市障害者計画（第５次）、枚方市障害福祉計画（第８期）及び枚方市障害児福祉計画（第４期）の試案について ６　行政報告 ７　意見交換 ８　その他
提出された資料等の名称	資料１ 枚方市自立支援協議会の組織に関する見直し案について 資料２ 自立支援協見直し案 資料３ 新旧対照表（枚方市自立支援協議会設置要綱） 資料４ 枚方市自立支援協議会設置要領 資料５ 令和７年度枚方市相談支援７支援センター事業報告 資料６ 各部会 実績報告 資料７ 枚方市障害者計画（第５次）・枚方市障害福祉計画（第８期）・枚方市障害児福祉計画（第４期）第１章～第４章試案 資料① 指定福祉避難所制度について 資料② 枚方市障害者居室体験事業の実施スキーム 資料③ 居室体験事業チラシ 事業者向け 資料④ 居室体験事業チラシ 利用者向け 参考資料１ 第１０期枚方市自立支援協議会委員名簿 参考資料２ 全体会配席表 〈追加資料〉 ・枚方市自立支援協議会の組織に関する見直し案への意見と提案 ・枚方市自立支援協議会の組織に関する見直し案について② ・自立支援協見直し案② ・新旧対照表（枚方市自立支援協議会設置要綱）② ・枚方市自立支援協議会設置要領（案）②

審議事項	・枚方市自立支援協議会設置要綱の審議 ・相談支援センターの事業実績及び自立支援協議会各部会の活動についての報告等及び意見交換 ・枚方市障害者計画等試案の報告及び意見交換
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公開
傍聴者の数	1
所管部署 （事務局）	健康福祉部　福祉事務所　障害企画課

審　議　内　容	
事務局	ただいまから第19回枚方市自立支援協議会を開催します。 本日は委員が変わってから初めての会議です。後ほど皆様に座長、副座長の選任をお願いしますが、それまでの間、事務局にて議事進行をします。 （委員紹介） 本日の協議会の出席状況は、委員15名中、出席は15名です。 （事務局紹介） （相談支援センター説明員紹介） 続いて、資料の確認をします。資料は、手元の端末の画面にてご覧いただき、事務局の操作で画面の切り替えを行います。また、机の上にある障害者計画の冊子についてもご活用ください。 （資料確認） それでは、案件１「座長、副座長の選任について」。要綱第4条、協議会はその会議の円滑な進行のため、座長及び副座長を置くこととしています。今回立候補される方はおられますか。 特にないようですので、委員の皆様のご承諾が得られれば、事務局にて案を示したいと思いますが、いかがですか。
委員	異議なし
事務局	それでは事務局案といたしまして、座長は近棟健二委員、副座長は長尾祥司委員に就任いただきたいと思いますが、いかがですか。
委員	異議なし
事務局	座長に近棟委員、副座長に長尾委員に就任いただくことになりました。よろしくお願いします。 座長、副座長を代表して、近棟座長に挨拶をお願いします。
座長	（座長挨拶） それでは事務局より、会議の公開非公開の取扱いや会議録の作成方法について説明をお願いします。
事務局	この会議は、枚方市審議会等の会議の公開に関する規定に準じて、従来から原則公開としています。しかし、公開することにより、会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できない等の理由があれば、非公開とすることもできるとされています。本日の協議内容について、いずれも該当しないことから公開とさせていただければと考えています。また、

	会議録の取扱いは、現在、発言内容は全文に近い要約筆記とし、枚方市ホームページ等でも公開しています。発言した方の表記は、氏名の特定はしませんが、最初に発言された方から A 委員、B 委員と、委員の前にアルファベットの表記をつけたいと考えています。
座長	事務局からの説明について、委員の皆さんご意見ありませんか。特にないようなので、会議は原則どおり公開とし、会議録の取り扱いは、事務局の提案通りといたします。それでは本日、傍聴希望者はいますか。
事務局	１名います。
座長	傍聴を許可します。 （傍聴者入室） それでは案件２、枚方市自立支援協議会の組織に関する見直し案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	「枚方市自立支援協議会の組織に関する見直し案について」について （資料１～４に基づき）説明
座長	事務局案として、まず説明をいただきました。ここで、A 委員から提案があり、事前に資料をいただいていますので、A 委員から説明をお願いします。
A 委員	（追加資料に基づき）説明
座長	事務局側に対しての逆に提案ということで、これについて事務局からの見解をお願いします。
事務局	いただいた意見について、委員の指摘の通り、幹事会でのみ議論を行っているという形の事態を避けるため、今回、幹事会は廃止し、自立支援協議会の円滑な運営のため、事務局機能が必要になるので、新たに事務局会議を設置するということです。事務局会議の役割は、あくまでも自立支援協議会の関係の会議の日程や協議事項や会議資料の調整などに留まり、課題を解決するための協議など、そういうものを行うものではありません。自立支援協議会の運営を基幹相談支援センターに委託をしておりますが、国が示す基幹相談支援センターの役割も、協議会で事務局を担うこととされているので、基幹相談支援センターと市が事務局を担うということです。 事務局会議は、課題の提案を行いますが、その解決に関して協議する場は、あくまでも全体会で行うものだと考えています。今まで年１回の開催でしたが、開催回数を増やし、協議の場を増やしていきたいと思っています。また特定の課題の協議は、専門部会において行っていくということにしていますので、必要に応じて専門部会を設置して活発な協議を行っていただければと考えています。 ２つ目の設置要綱と設置要領の必要な事項を別に定めるという部分について、設置要綱で定める範囲は、一定の範囲が決まっていて、そこで決めきれないものは、要領などについて詳細を定めていくということになっています。

	要綱第9条の別に定めるという記載については、市や幹事会のみで勝手に決まるという形ではなく、要領で定めることを示しているので、前回お答えしたように、要領を制定するにあたり、本日の協議会の意見をいただいた上で、その要領の内容を決めていくことを考えています。今後、要領を変えるときは同様な形で協議会に意見をいただきながら、変えていくこととなるので、別に定めることも、どこか見えないところで勝手に変えていくとか、そのような意味ではありません。本日の意見を踏まえ、要綱は法制部門と協議し、その要綱の内容を踏まえ要領もまた検討していくので、今後、法制部門と協議を行い、要領についてもその内容も反映させて策定していきたいと思っています。 ３つ目の会計報告は、会員から拠出された会費等で運営している団体ではなく、協議会として会計というのが発生しません。費用としては市が基幹相談支援センターに、協議会の事務局を委託し、委託料を支出していますが、市が委託事業の実施報告を事業所から受け、委託料の支出の適否については確認をしていることから、協議会としての会計報告には該当しないと考えています。
座長	組織のあり方というところで、これが正解というものがあるわけでもなく、その都度変えていく課題も出てくると思います。変えていく必要があるというのは前提としてあるかなと思います。その上で、市とA委員から出された案を、皆さんの中で、疑問・意見をぜひ出していただければなと思います。いかがですか。
A委員	調整会議という名称ではなく事務局会議という名称で結構ですので、「基幹相談支援センターと市と協議会の希望者」というのを入れていただきたい。入れることによる不都合というのはありますか。実質の協議は全体会ですると説明がありましたが、２・３回ということは、年に４時間から６時間しか議論する時間がなく、一方で事務局会議は年に６回開催するとあります。資料の整理や議案の検討をするだけだったら、なぜ６回もする必要があるのか。幹事会との違いがわからない。例えば、障害者福祉計画等の策定ワーキングを自立支援協議会でやるとなっていますが、その割には障害福祉専門分科会の資料の一部しか、全体会に出てきていないですし、今年度１月ぐらいに素案ができるまでに、全体会でワーキングできるのかとなった時に、事務局をワーキングとするということになれば、実質協議機関は事務局になってしまい、矛盾する。事務局会議を６回やるのだったら、全体会も６回ぐらいやる必要があるし、おかしいと思います。 ２番目に関して、ご説明の趣旨を反映されるならば会長が協議会に諮って定めるので良いと思いますし、３点目に関して、例えば全体会参加委員への報酬や自立支援協議会主催のイベントとか、そういう会計はあると思うので、それを教えていただきたい。
事務局	事務局会議は、回数が６回ということで、内容は何か課題の解決についての協議をして、何かを決め、それを全体会に報告してという形を取ることはありません。非公開で決定していくという性質は特にはございません。事務局の機能としての会議であり、業務の一環としてやってもらうので、委託している事業者にその業務を担っていただく意味で、基幹相談支援センターを

	メンバーとしています。
A 委員	報酬は必要ありませんので、他のメンバーの参加も認めてください。
事務局	協議を行うわけではないので、多数のメンバーは必要ないと考えます。
A 委員	参加したい人は参加してもいいのではないですか。何か困る理由があるのですか。
事務局	事務局というのは、基幹相談支援センターについて国が示す役割の中で、市と事務局を担うということが示されています。基幹相談支援センターと市が車の両輪で事務局となり、協議会を進めていく。 事務局の委託ということで、委託料を支払っています。これは委員報酬ではなく、業務なので、基幹相談支援センターに委託料の支払いをして、担っていただいています。あくまでも事務局会議は調整の場で、何か協議をして決定されるという、今まで幹事会で何かを決定してきたことは否定しないのですが、事務局会議ではそういったことはありません。全体会、今１回であるのを２、３回程度、協議の機会を増やしていく。委員から、提案があれば、回数は調整次第ですが、増やしていくことは、ここで決めていただいたらと思っています。 ２点目については、今回、要領を別に定めることとし、それについて要領を決定していくことも、協議会に諮り、意見をいただいた上で行っていくので、会長に諮ってということを記載する必要もないのかなと思います。各委員の発言について不透明な形で変わっていくようなことがないとしていますので、オープンな協議の場で話をした内容を決定し、運営の内容については明記した形で、要綱要領という形で、会議の運営の仕方がわかるというように定めていくのは、特に問題はないと思っていますので、ご理解いただけたらと思います。
A 委員	私の提案の要綱案で良いのはありませんか。前回会議の時に、前回の改正前には説明しておくべきだったと、反省しますということだったので、前の内容に戻していただきたい。それに見合う内容を要綱要領に書けばいいと理解していいですか。
事務局	そういう形での改正が可能かを法制部門にも相談していきます。 最終的に、例規協議の結果がどうなるか今は分からないのですが、意見を踏まえ協議は行っていきます。
A 委員	この案が出る前に、行政から説明いただきましたが、全体会では時間がないので、任意で良いので、可能なメンバーだけ集めて、もう少し議論をしたいと再三言っているのに、この場になったので、さらに法制部門と協議して決めると言われても、一方的な感じで、私の提案の重要な部分がどれも通ってないというのはちょっと納得いかないのですが、何のために提案を受けて見直したのか。どうでしょうか。
事務局	今日示ししているのは、我々担当部局としての案を示ししています。市と

	して要綱を制定していくためには、これは法制部局との協議の上、決めていくということです。市全体の要綱の記載を揃えるように、協議をしていくということになので、どの要綱でも同じですが、100%担当課の案の通り行くということはありません。 しかし、我々として考えは述べていきます。今までは要綱１本だけだったのですが、それを補完する意味で設置要領を定め、できる限り皆様の意見をいただいて、担当部局が運用できるような形で対応していきたい。そのため、今回は要領というのを別途定めているということです。今日の意見を法制部門との協議で案として示して、協議に臨んでいきたいと考えています。
座長	ぜひ、他の皆さんも意見いただければなと思います。
B 委員	A 委員の提案の全体会の会計報告ですが、自立支援協議会として独立の会計を持っているわけではなく、支出区分っていうのは多岐にわたっている。独立して報告するのは難しいのかなと理解したのですが、まずそれで認識がいいのか。また委員の中から特定の支出に関して疑義があった場合は、可能な限り回答はいただけるのか。会計報告はなくとも、その会計に対する正確性というのが担保されているのでしょうか。
事務局	自立支援協議会は、独立する会計というものは持っていませんから、経営状況を示す会計は表せないというのはその通りです。自立支援協議会を運営してもらう業務を含んだ相談支援事業所としての委託事業費として支払いをしているものなので、委託業務について、事業報告を行ってもらったものを確認した上で、委託料について適切に業務内容は適正に執行していただいている、効率的にできているかどうか確認しています。
B 委員	そこは理解していますが、今、A 委員から会計に疑義があってという言葉も出たり、個別で出たことに関して、お答えできることはお答えていただけるのか、難しいのか、回答いただければと思います。
事務局	業務内容の執行状況について報告いただいていましたが、事業の一つ一つに対して、この事業はこんなものにお金を使って何を買ったとかいうような形で報告までもらっていませんが、不正と考えられる会計はありませんでした。
A 委員	例えば今日の委員報酬、 1 万円である時もあれば、 9,500 円である時もあったり、源泉徴収がなかったりとか、これ誰が決めてるんですか。
事務局	自立支援協議会の報酬という形で、特定の規定を市としてないので、それは、運営を委託している事業所で、他の報酬等との均衡を考えてもらった上で、支払いをしてもらっていると考えています。
副座長	報酬で言うと、この協議会は条例に基づく審議会ではないので、特に報酬規定がないので、他の審議会と同じような額ということで源泉徴収をやってきたけど、源泉徴収をするのが事務的に大変なので、源泉はそれぞれでということで、それに乗せた金額ということで現在の金額を定めたということで

	す。これはうちが定めていることなので、他の審議会と横並びというイメージで聞いていただくといいのかな。特に市からこれだけは払えとか、この条例で決まっているという会議体ではないので、そういう決め方をしたということです。9,500 円から 1 万円になったけど、源泉徴収しないですが、それぞれで確定申告をお願いしますと前にお伝えしてると思うのですが、そういったことです。
A 委員	C 委員が決めているということですか。
C 委員	パーソナルサポートひらかたで決めています。当然委託公金なので、個人では決められません。
A 委員	源泉徴収はおそらく 500 円ではないと思うので、ちょっとよくわからないのですが。
C 委員	提案として源泉徴収してほしいのだったらします。
A 委員	まず在り方が不透明だということで、会計を明らかにしていただきたいということを言っています。
C 委員	今の委員報酬と会計のあり方は多分行政との話と少し離れるんで、報酬的にはそういったことで支払って、特に規定がないので横並びでやったというぐらいです。もし定めてほしいというのだったら別に定めても構いませんけど。
座長	その他いかがでしょうか。 先ほども言いましたように、組織っていうのは、これは正解ということではないですし、みんなが納得っていうのはなかなか難しいと思います。この自立支援協議会の本来話していかないといけない部分に、よりフォーカスしていかないといけないと思いますし、組織のあり方について決まらないと、今年度進んでいかないということになりますので、まずは進めていって、また次、それをすることでいろいろ課題がまた出てくると思いますので、その課題に対応できる組織を考えていくっていうことではどうですか。まずはやっぱり進めていくのが大事かなと思います。
副座長	座長が言ったように組織の形態を変えていく。自立支援協議会を設置したのが 2006 年、 2008 年ぐらいだったかな。障害者自立支援法施行によって相談支援事業所を中心としてネットワーク会議の構成ということと、その中の重きは地域課題を解決する、もしくは社会資源を開発するということが中心であるということでやってきたけど、色々やってきたことはあるのですが、20 年ぐらいやってきて、この間、大阪府の自立支援協議会の全体意見交換会とか年２回ぐらいあるのですけど、どの市町村も作って 20 年目ぐらい、20 年の間にも組織のあり方を変えてきたりとか、議論中心で結果が出ないので、こういう形ということで、枚方もご指摘があったように、閉鎖的なとことはやっぱ議論が薄かったところ、少し厚みをつけようということで、この間、居室体験事業の中身を、専門部会の連携機関として委員を決め、ワーキ

	ングで話をして協議会でも提案をし、議論をし、そして審議会に乗せて事業化したということ。これは一つ大きな成果だと思っていて、今後、地域課題をワーキングで議論するということ、その内容を、参加してもらっている委員から出してもらう、全体会であるということで、より議論を高めるような形にしていきたいなとは考えているので、 ２、３回程度、おそらく事務局会議もそれに応じた回数になるのではないかと思うのですが、会議に向けて準備会議なのでそれぐらいかなと思っているので、個人的にそんなに頻繁にやってもちょっと大変だなと思っているところもあるので、今むしろ求められている動きは、こういう場で１から議論するっていうことと、地域の諸課題について、色んなところでネットワークを作りながら課題の解決をするということ、おそらく相談支援事業所というのは、そういうことに時間を非常に費やしてるのはないかと僕は思います。 　基幹も増えてきたので、国が示すいわゆる三層構造、基幹、委託、指定ということで、指定は当然計画相談を作っていただくということになるのですけど、委託に関しては、こういった協議会の運営、ワーキング等に参加しながら、課題の多い方の対応をしていただくということと、基幹は全体を運営していくということで、役割的にはこの協議会では定まっているので、その形に応じた変化かな。座長言うように、今後５年、 10 年かけて変化する可能性もあると思うのですけど、今回の変更についてはこういう形で、少しこれで地域課題が議論しやすい形になればなと思っています。
A 委員	私の意見、提案を受けて、今回見直していただいたということなのですが、私が見直していただきたい内容は、この３点だけなので、それはお願いしたいということと、この全体会で時間がなかなかないので、意見交換の場を持っていただきたいということと、私のこの提案に関して委員の皆様から何か、反対意見と言いますか、何か不都合な意見があればお聞きしたい、それがないと逆に行政としても判断しにくいと思うのでお伺いしたく、何かありますか。
D 委員	A 委員の意見とか、座長、副座長の意見を聞いた中で、今回自立支援協議会、大きなところは幹事会をやめましょうと、A 委員の提案があったように不透明なところがあったり、非公開なところがあって、その中で決めていくことはやめていって、全体会の場で皆さんの意見をもらって決めましょうといったところが始まりだったのかなと、認識をしておりました。先ほど A 委員の方から希望する人を入れると何か不都合があるのですかということ。希望する人を入れてしまうと、逆に幹事会に戻ってしまわないのかなっていうのが私の意見です。先ほど副座長からもあったように、これまでから専門部会というのは全体会の中にあったのですが、今後、事務局は資料を作ったり、全体会でどういう内容を図ってもらうかを調整していただいたらいいのかなと思っていて、逆に議論、検討するのは、こういう大人数でやったらしんどいのであれば、専門部会で、今回、要綱案でも会長が協議会に諮って、その構成を定めるというような案になっているので、A 委員がもし懸念の点があるのであれば、全体会で、テーマごとに議論したいというのであれば、専門部会を作って、そこで少人数で議論をするというやり方がいいのではないかと思います。 　２点目は、法制部門との協議があるので、A 委員の意見も反映させていく

	形で、行政としては持っていくのかなとは思うのですけど、法制部門との協議というところがあるので、そこはご了承いただきたい。 ３点目の会計について、事務委託で、特に審議会の報酬等について定めがないものですから、委託というやり方でもし疑義があって、それを変えていかないけないのであれば、それは個別にやっていけばいいのかな。ただ、全体会として会計報告をしないといけないのかなというと、ちょっとそこは疑問があると思っています。 何より、座長が言ったように、組織のあり方は、都度変わっていくのもあるのかなと思っていますので、まず今回提案の案で、まずやってみて、そこに疑問とか懸念とかあれば、そこはまた提案をいただいて、変えられるものは変えていけたらいいのかなと思っています。
B 委員	会計報告については、明確なご回答をいただいたので、そうだろうなと思います。それと、自立支援協議会の、我々委員として参加させていただいているものの性質として、計画作成者ではないのかなと思っています。間違ってたら訂正してください。ただ、重要な意見、それぞれの専門の方からの意見を述べさせていただける立場かなと思っています。A 委員もその意見を何か計画に反映したいという思いがあって、意見交換会などを作ってくれというお話も出たのですが、その部分と、今回の事務局というのが、ここは切り離して、事務局はあくまでもその他専門部会を開くために必要な調整を行う。それとは別に意見交換会っていうのを、委員から希望があれば、円滑にそれを設置するというのにすれば、例えば委員全員が参加したいってなってしまったら、毎回どこの会議室でやろうかとか、そういう問題もまた出てくると思うので、役割分担という意味で事務局会議をする。 委員として積極的な意見を聞いてほしい、その場を作ってほしいっていうことに対して、検討いただいたら、実際にその場を作っていただくっていうことが、ここだけだったら時間がないからって思ってしまいます。だから、そこを補完する何かがあればいいのかなと個人的には思います。
座長	この全体会で話をするのは難しいので、どの審議会とかでもそうなのですが、本当に皆さんいろんな意見を持ってはいても、こういう場では意見が出にくいので、この場もできるだけ少人数で話をするような時間をとって、それを意見交換したりするように変えていきたいなとも思ってますし、今の提案があったように、例えば組織を考えるワーキンググループを作って、そこで話をするという形にしていった方が、より話もスムーズに進むかなと思います。事務局は本当にもう事務をするという役割で。国の指針なんかも、事務局は行政と連絡を取りながらやっていくっていうのが一つの形として出ていますので、その点はそこで良いのかなと思います。
A 委員	組織の在り方に関するワーキングはぜひ開いていただきたいと思います。社会福祉審議会で「どこで議論してるんですか、どうなってるんですか」って聞いても、なかなか事務局が答えられない、地域生活支援拠点 10 年かかってもできなかった。「なんでできないんですか」って言ったら「自立支援協議会で議論している」と。自立支援協議会で聞いてもそんな議論してないしわからない。結局幹事会でされている。今回の枚方市障害者計画等の策定ワーキングも事務局ではなくて、あくまでこの全体会ということで位置づけ

	るならば、この間の幹事会で出されている資料がここに出ていないものは実際あるので、そこはぜひ修正していただきたいので、お願いいたします。
座長	大事なことなので、第１回目ということで、時間をとって話をしていきましたが、組織の部分というのは事務局案で、まずは進めた上で、それをどう変えていくかというところは、またワーキングを作って、見直していくということでよろしいでしょうか。 それでは、次に、案件３ 、各相談支援センター相談実績報告について、相談支援センターから報告をお願いします。
地域支援センターゆい　西島氏 クロスロード　内村氏	（資料５ 令和７年度 ７相談支援センター事業報告に基づき、報告）
座長	今の説明について、質問、意見などありましたらお願いします。
A 委員	地域生活支援拠点の、緊急時の受入れの対応に絡んでくると思うのですが、この間の議論では協定を結んでいるショートステイ事業所は 10 カ所あると聞いているのですが、なかなかうまく機能しないとも聞いていまして、幹事会で、この間 10 年ぐらい議論してきたと思うので、なかなか進んでいないと思うのですが、ぜひショートステイの事業所も入れた、協議の場をやっぱり持って行く必要があるのではないか。 相談支援センターだけじゃなく、事業所も含めた議論の場が必要ではないかと。医療的ケアの会議の時にも出ましたが、例えば、市立ひらかた病院が、重度の医療的ケアが必要な方の緊急時対応等、提案、検討していただいている現場の方もおられるので、緊急対応の議論をする場が必要だと思うし、そういう場に私も参加させていただきたいなと思います。 私もこの協議会、７年８年参加していますが、協議の機会をなかなか与えていただけなかったので、今後はぜひ協議の機会を、この全体会以外に持っていただきたい。 通学支援においては受け止められる事業所がないに等しいという指摘があって、移動支援も障害福祉計画の中でなかなか人材確保が厳しいと聞いているので、これをどうするか私も提案があるのですが、どこで提案したらいいのか、そういうことを深める場として協議の場をぜひ持っていただきたいということでお願いします。
座長	これはどちらの課題についても協議の場を持って進めてはどうかということですよね。課題別に提案いただいてワーキングを作って、部会を作ってやっていくということも可能だと思います。ただ、あんまりたくさんあっても難しいかなと思いますので、その辺はどう進めていったらいいか、皆さんから提案を出していただいて、整理して、今年はここをやっていこうというような形かなと思います。
A 委員	個別の課題ごとにワーキングっていうのも大変だと思うので、そういう調

	整会議のような、基幹・市以外も集まれるような場をちょっと持っていただきたいという提案です。
副座長	ワーキングをたくさんやるの大変と思うところもあるのですが、当初の自立支援協会設置の時に、既存のネットワーク会議に関してはそこを活用してということになって、それは僕もその通りだと今思っていて、例えば医療的ケアに関しては医療的ケア児関係機関ネットワーク会議があって、その提案がなされて、おそらくそこで僕はワーキングを設置できないかなと思っているのですが、そういった中核的な議論をしてるところに振っていくということが一つ必要だなと思っています。事業のことは行政とのやり取りも必要だと思うのですが、それはおそらく移動支援、通学支援と人材育成をどうするかっていう、ものすごく大きな議論になっていくと思うので、それは日中系もそうだし、他のところもそうなので、そういった市全体としてはどうするかっていう議論がされないといけないのかな。むしろ今までそういう議論の場がなかったわけじゃなくて、提案の機会が少なかったので、僕もそういう提案ができるような全体会もしくはワーキングになればいいなと思っています。
座長	今後そういった深いワーキングっていうのを作って、ワーキングも１回作ったらずっとやるってことではなくて、ある程度方向性が見えてくれば、そこはやめて、また次の課題というような形で柔軟にやっていくという形がいいのかなと思っています。
A 委員	私も例えば３回限定とかでいいと思います。先ほど副座長からもありましたけれども、一般的な人材育成策というよりは、この通学支援特有の課題とかあると思うので、そこをどうするかっていうことも提案、協議していきたいなと提案しました。
座長	その他いかがでしょうか。案件３につきましてはここまでといたします。 それでは、案件４枚方市自立支援協議会幹事会および各部会への活動報告および今後の活動方針について、幹事会および各部会からそれぞれ報告をお願いします。 （資料６　各部会　実績報告に基づき、報告）
副座長	（幹事会）
E 委員	（相談支援部会）
F 委員	（地域移行部会）
G 委員	（精神障害者地域生活支援部会）
副座長	（就労支援部会）
座長	それでは、幹事会、各部会からのご報告をいただきましたが、今の説明につきまして、何か質問、意見ありますか。
A 委員	１点目が幹事会報告について、相談支援事業所の加算要件についての報告

	があったと思うのですが、どういう条件でどういう加算があるかっていう事が幹事会で話し合われたという事なのですが、内容について資料等いただきたい。 ２点目について、地域移行部会について、知的障害者福祉ネットワークを切り離しというのは、自立支援協議会の専門部会ではなくて外部組織という位置づけになったという理解でよろしいですか。
F委員	逆ですね。もともと８年前まで２つありました。８年前まで地域移行部会と知的障害者福祉ネットワークって別の団体というか組織だったのですが、当時、社会福祉協議会でどちらの代表もさせていただいて、その当時の職員が退職するタイミングで２つやることが困難という事で、今説明したように目的が違うのですが、考え方によってはいろいろと施策を考えるところの課題出しにはできるかなという事で、ネットワーク活動をそのまま地域移行部会の方にあてさせていただいたという経過があります。その状態で進んでたのですが、改めて中身を確認していた時に、知的ネットの方はもちろん知的に障害のある方に特化した形で市内の事業所が集まってやっている会になります。ただ、地域移行部会という自立支援協議会の中の部会として位置付けている場合、本来、知的の事だけをやっている会ではいけないと思います。本来の地域移行部会の動きに戻さないといけないのではないだろうかという事で、令和８年度から新たな取組として、地域移行部会の元々の形に戻したという経過です。本来であれば、この地域移行っていうこと自体がずっと課題で、チーム会議もやって、ワーキングチームとかでやっていたと思うのですが、その部分が、本来やらなければいけない団体として、戻した方がいいのではないかということで、令和８年度から新たな取組で、市の方にも話をさせていただいて、分離したという流れです。
A委員	自立支援協議会の中には地域移行部会とネットワークが２つあるという理解でいいのですか？
F委員	知的障害者福祉ネットワークは自立支援協議会の中の団体ではないと認識しています。 知的障害者福祉ネットワーク活動をっていうのをかっこ付けでずっと入っている状態で報告をしてきていたのですが、本来は別のものなので、今まで８年間そういう形でやってきたので、いきなり１年目からそれを完全に切り離して部会ですという報告が難しかったので、障害者福祉ネットワークの報告も兼ねて、今回書かせていただいております。本来はそこの報告をこの場でするのではなくて、地域移行部会の報告をすべき場所だろうなというふうに理解しています。
A委員	この専門部会の構成を、私も含めて委員の皆さん知らないので、各部会の部会責任者とか、どういう事業者や団体で構成されているのかという名簿をメールで送っていただけませんか。次の全体会ってなると、また４ヶ月後、６ヶ月後なるので、メールで送っていただく、これは知る権利と言いますか、委員が部会の構成を知らないというのはおかしいと思うので、教えていただきたい。

副座長	１点目について、国が示す要件をそのまま整理しただけであるのと、それから相談支援員の加算に関してはこういう書類を提出してくださいということが最終確認されたということで、そのため書類関係は相談支援事業所内全て告知をしているので、皆さん持ってると思います。
A 委員	送ってもらえるという事でいいのですか。
事務局	加算については、主任相談支援専門員の配置加算と、それから機能強化加算というのがあります。それに関する届出書の様式を今回協議した結果作りましたので、それを提供します。
事務局	部会のメンバーも流動的なところもあるので、それぞれの担当の現在のメンバーの確認し、集約したものをなるべく早く送付できるようにはします。
座長	その他はいかがでしょうか。 それでは次に案件５、枚方市障害福祉計画第 5 次枚方市障害福祉計画第 8 期及び枚方市障害児福祉計画第 4 期の事案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	（資料７ 枚方市障害者計画（第５次）・枚方市障害福祉計画（第８期）・枚方市障害児福祉計画（第４期）第１章～第４章試案に基づき、報告）
座長	今の説明について、質問、意見などありましたらお願いします。
B 委員	「のぞまないセルフプランの実態を把握するため」と記載されています。望まないセルフプランは、計画相談の役割や、モニタリングの場、家族支援がなくなった際のキーパーソンをどうするかということを理解した上で、セルフプランを提案しているのかというのか。もう１つ、なぜ調査するのか。先ほど、相談支援事業所の報告書を見させていただいたところ、相談支援事業がかなり逼迫してて、飽和状態だということが実際に報告書に上がっています。利用したいけれども利用できないということなのか。現状把握を市もされているというところも合わせて、答えていただければと思います。もし相談支援事業所がこれだけ足りてないということなのですが、今後これを解決するにあたって、何か具体的な方策とかそういった考えを市もお持ちなのか教えていただければと思います。
事務局	のぞまないセルフプランという言葉が今回の計画の策定にあたり、国の基本指針にも記載されていまして、今回お示ししていない障害福祉計画の成果目標として新たに掲げられています。令和 11 年、計画の最終年までにのぞまないセルフプランをゼロにすることを目標にするというのを基本にしています。それにあたって、望まないセルフプランの実態というのをまず把握する必要があると考え、今回、セルフプランを利用している方の、区分認定の更新期間に当たる方に対してアンケート調査をし、それに基づき、今後セルフプランを使う方で、どれだけ望まない、実際望んでいないけどやむを得なくセルフプランになっている方がおられるのかを把握した上で、福祉計画で現状を示し、それに対する改善ができるような計画、目標を立てていくと

	すると書いております。のぞまないセルフプランについてのアンケート調査について、既に実施しているのですが、集計と分析がまだ詳細にはできてはいません。今言えることは、 2400 弱配布し、回答が 1020 弱で、回答率が42.5%くらい、ざっと見たところで言うと、今後もセルフプランでやっていきたいと考えている方が７割から８割ぐらいかなと、今のところ確認はしています。今後、福祉計画の素案でお示しさせていただきます。
B 委員	質問した相談支援事業所の業務が逼迫しているに関する回答、それを解決するために何か具体的な策をお考えかということについて教えてください。
事務局	アンケートの中で自由記載の部分もあるので、セルフプランをしている方が、なぜセルフプランをしているか、事業所が近くにないからとか、そういう項目についてどれぐらいの率を占めているかを見ていきながら、実際サービスの数がないからなのか、分析していくことになると思っています。それの結果によって、相談支援の事業支援についての整備をどのようにしていくかというようなことにもつながっていくかと思います。
B 委員	アンケート結果ももちろんですが、この自立支援協議会に提出されている資料として、相談支援センターからの課題および今後に向けての項目にも、例えばゆいさんの場合は、基幹相談支援センターとして相談支援と並行し、計画相談を受けるには限界があると明確に報告されています。あと、わらしべも同じく、すでに相談業務が飽和している現状感もあり、こちらは閉所されるので、閉所後に各事業所がどのように分担し支え合っていくのか、枚方市全体の相談基盤の強化が求められる。 これはアンケート調査に基づいてからわかる内容だけじゃなく、すでに報告書が上がってきているレベルでなので大変なんだというのがすごくわかります。具体策がこれからということならそれでいいのですが、ただ私がなぜこの質問させていただいたというと、私も普段障害のある方の支援活動をさせていただいています。平時はいいです。例えば計画相談の大切さっていうのは、日中こういうところを利用し、夜間サービスこうしよう、休日はこうしようっていうのをいつも決まってる方だったら、今まで通りセルフプランでチェックリストを入れて OK となるかもしれない。でも、緊急で今まで生活してた家庭の両親が大変なことになって、明日からどう生活したらいいかわからないであるとか。そういう平時じゃないことって起こるではないですか。その時、その調整はセルフプランをしている方はどなたが調整してくれるのですか。今我々サービス利用していただいている利用者さんであれば、事業所などが旗振って調整していますが、本来そのセルフプランというのはそれとセットのものでもないのか。もしくはそのリスクっていうのを理解した上で、セルフプランという提案ができているのか。これはもう理想論かもしれないけど、計画相談しながら、それでも理解した上で、今はセルフプランでいくならいいのですが、その辺りが整った上で解決していく課題かと思うので、ぜひアンケートの結果、真摯に受け止めていただいて、それでできることであれば、行政の皆さんだけに、この相談支援の解決の糸口をお願いするのではなくて、我々委員の意見も聞いてもらったり、潜在的にどれぐらい相談支援員のニーズがあるか、そのなり手がいるのか、そういった部分も含めて進めていくこともできるかもしれないので、そういった思いがあ

	るということは聞いていただければと思います。
事務局	アンケートで明確な自己決定かどうか測りかねる答えをされている方も確かにいました。実際どれぐらいの方がそういう状況にあるのかを確認していき、セルフプランがいいと言いながら、実際はわかってないから、そうしてるという方もおられると思いますので、市役所の窓口で相談支援について詳しく説明しながら、その上でセルフプランを選択していただくようなことも必要なのかもしれないと考えています。
副座長	ここに出てくる飽和状態はどういうことを指すか、その辺の議論もしないといけないと思います。先ほどB委員が言ったみたいに、そういった方の相談ってあります。こうなった時に対応するのはどうしたらいいか。それは計画を立てるというよりは、まず話を聞いて、どういう生活を構成するかっていうことからするので、結構時間かかったりするケースがあったり、委託とか、基幹は少し増えるのですが、委託に関してはそういったサービスに結びつかない相談が結構多いので、それに対する対応は時間がかかってると思います。支援してサービスにポンと乗ってくれたら、それを計画相談員に「続きお願いね」と渡すケースも結構ありますが、そこまで行くまでに時間がかかるのが多いです。それは多分委託とか基幹の役割じゃないのかなと、表現的にそういう表現を使ったのはその労力が非常に多いということを表現してるのかなと思う。相談支援部会でも各相談支援事業所の現状はちょっと把握しないといけないと思ってはいるので、過去に２度アンケート調査やったのですが、どれだけケースを持っているかどれだけ受入体制があるか、例えば枚方は指定相談支援事業多分 22 カ所ぐらいあるのかな。そのうちよく見てると週３日しかやっていないとか、この曜日しかやってないとかあったり、体制的にはバラバラなので、細かい把握をして、最低どれぐらいキャパとして持てるかということは目星をつけないといけないとは僕自身は思っています。 ただ、事業の属性上、計画相談って年に２回しか基本的にはサービスの対象にならないので、事業的に計画を立てることによって事業を成立させようと思うと、かなりの数を持たないとダメで、実際にそのさっき言った個別のそういった親亡き後の対応とか、まあ緊急時の時にその相談員がその対応できるかって言ったら少し難しいんじゃないかと思っていて。そういう意味では、委託なり基幹なりが共同して一緒にやっていくという形の体制づくりは必要かなとは感じています。
F委員	先ほどいきなり親御さんがいなくなってしまってというのが、基幹の役割なので仕方がないとは思うのですが、真夜中に警察から呼び出されてっていう時の場面とかも正直出てきています。それに関して、実際に介護保健の方はケアマネージャーさんも決まっている人がいるので、その方が走るという状況があるのかもしれません。障害の場合は計画相談があったらそこなのかと言われたら、それも疑問なのですが、結局、日中で携わっていただいている事業所の方と、それまでに相談に乗っていたゆいの職員が一緒に走らせていただいて、この状況をどこのサービスに結びつけるのかという動きもたくさん出てきています。先ほど逼迫しているという表現になっているのが、どうしても普通事業所って９時から５時半とか６時とかに決まっている時間

	内でやれることがどんどん広がってきていて、時間もなければ土日も含めていろんな相談が入っているという状態になってきていますので、そういったことも鑑みて、今後の支援センターのあり方というのも検討できたらなと思いますので、よろしくお願いします。
A委員	新たな取組ということが書かれているのですが、自立体験の場のことでしょうか。 ２点目は先ほどのB委員のセルフプランのアンケート調査のことで、幹事会にはアンケートの質問内容を提示されていると聞いていますが、この全体会の場になぜ出てきてないのか、実質協議の場が全体会であるのならば、ぜひ出していただきたい。 ３点目、個別避難計画の作成について、昨年度、危機管理室から「わたしの避難計画書」の作成があって、その結果と今後の方策について、危機管理さんにも言ってるのですが、ぜひ結果を開示していただいて、今後の方策も提起していただいて、議論する場を持ちたいです。事業者連絡会で、６月に震災関係の講演会をやって、そこでゆめ風基金の八幡さんが指摘された、直接避難型福祉避難所、これは生活介護だけで何で就Bが対象でないのかという指摘がありました。その辺りも含めて、また協議する場を持ちたいです。今日は福祉避難所などの説明資料をやっと提示いただいたんですが、令和７年５月の情報が１年以上遅れてやっと情報が入ったので、今メールとかで発信できるので、ぜひ委員の方に送っていただきたいなと思います。 ４点目、差別解消法のところ、「目に見える顕著な差別事例は、減少傾向にあることが推測されます」と記載されているのですが、これは差別解消が進んでいるような表現なのですが、これ本当ですか。全国的にもそう言えるのか、ちょっと違うような気がする。なんか根拠があればいいのですが、この表現また検討していただきたいです。 最後、日常生活用具、補装具の件ですが、適宜、取扱品目や給付限度額を見直す等と書いていますが、いろんな会議で指摘していますが、今の物価高に対応できていないと思います。例えば入浴リフトや、ベッドリフトとかを年金だけの方、非課税の方でも自己負担25万から30万かかっています。これは本当に何とかしないと買えなくなったので、社会福祉審議会の委員を３月までやっていて、要望してまた検討するとはお答えをいただいたのですが、検討されているのかということで、これもワーキングというか調整会議でも結構なので、どこまでできるのか、実際現場がどれだけ負担を強いられているのか、データも行政の方に知っていただきたいので、そういう議論の場もお願いします。
事務局	５点のうち、何点かこちらで回答します。新たな取組についてはおっしゃる通り、体験の機会・場を事業化しました「障害者の居室体験事業」を主なものとして示しています。協議の場などについては今後検討します。 それから、セルフプランのアンケートについて、次回福祉計画の素案をお示しするときに、アンケート結果と、それと質問の項目についても併せてご確認いただけるようにしたいなと思います。 それから、アンケートの分析。差別解消の部分ですが、これはあくまでもアンケートの質問の回答の選択されたものとして出てきた数字がこうであったということで、差別が減ってきたように思われるようなところに、それ

	なりに数字が出てきた結果になりました。かといって差別が本当に減っているのかなと思うので、数字上はこうなっていますが、というような意味合いで書いています。直には書くのはあまり適当じゃないと思いますので、減ってるという認識をしてるわけではないのですが、目に見えないような差別が、いろいろ残ってるんだという意味合いで書いています。減っているという意味で書いているわけではございません。 それから、日常生活用具の見直しについてはおっしゃっている通り、物価高になっていることも重々承知はしています。こちらも見直しはしていきたいと思っていますが、他市の金額とか、そういうものを確認しながら見直しをしていくとなると、大がかりな作業になり、なかなか取組が進んでいないところは申し訳ないですが、決して看過していい問題だと思っているわけではありません。意見をいただけることで、協力がいただけるのでしたら、またそれもお願いすることもあるかもしれませんので、よろしくお願いします。
事務局	直接避難型の福祉避難所について、なぜ就労継続Ｂ型が入っていないか。もともと福祉避難所は、枚方市にはトリアージ型の福祉避難所が 23 か所あり、その後、国から直接避難型も増やしていこうという通知がありました。それについて、枚方市としても直接避難型を増やしていく、検討していく中で、まず福祉避難所は、一次避難所から、そこでなかなか集団生活が馴染めない方々をトリアージして移動させる、そのトリアージ型の福祉避難というのではなく、直接避難型というのは発災直後から避難ができる場所ということです。議論の中で、一次避難所で生活できる障害の方々もいる中で、直接避難が必要な方というのは、重度の障害のある方、いわゆる知的障害者でもなかなか集団生活に馴染めない方について検討をしました。重度の知的障害者が通っている事業所となると、生活介護になるので、まずはそこから直接避難型を進めていこうではないかというのが議論であがり、生活介護の事業所から進めさせていただきました。 この直接避難型には高齢者施設もあり、高齢者施設の方々ともいろいろ議論をしている中で、今後、生活介護の事業所だけではやはり足りないということであれば、就労継続Ｂ型といった事業所も増やしていくことは検討していければと思っていますが、実際、生活介護の事業所でも、令和７年度でも３カ所だけしかできなかったので、今後、生活介護の事業所に働きかけていき、指定を増やしていきたいと思っています。 あともう１点、個別避難計画については、危機管理部局とお話していただければと思います。
A 委員	意見として出しているので、障害支援課の方でも、ぜひ働きかけていただきたいと思います。
事務局	危機管理部門に確認し、検討いたします。
A 委員	どうしても全体会ってなると、私も質問して意見して行政が回答をする一方的な形で終わらないように、協議の直接的な場を作っていただきたいということで、改めてお願いしたいです。

座長	では案件６、行政報告として事務局から報告をお願いいたします。
事務局	本日は２点の行政報告がございます。１点目は前回の全体会で意見をいただいた指定福祉避難所に係る説明会の内容、２点目は、地域生活支援拠点等の機能の一つである体験の機会・場として、障害者居室体験としての事業化について内容の報告をさせていただきます。
事務局	（資料① 指定福祉避難所制度についてに基づき、説明）
事務局	（資料②から④に基づき、説明）
座長	２点、行政報告ありましたが、何か質問、意見などありましたらお願いします。
H 委員	災害のことなのですが、いざという時にパンフレットも欲しいし、福祉避難所は遠いところばかりで行けないところがあったりして、ラポールは寝るところがないのですが、それは、どこに避難したらいいのですか。
事務局	避難所について、まず、お住まいの地区にある小学校が最初の避難所になるので、まずそちらに避難が可能であれば、怪我したりとか、動きにくい時はまた別の話になりますが、いろんな災害があるので、その災害にもよります。最初に避難してもらうのは、お住まいに一番近い小学校になります。今説明した直接避難型等々っていうところに関しては、小学校に避難をすることが難しい、例えば車いすを使っていたりとか、一緒に避難をする人がいないと避難ができないとか、病院でするような呼吸器をつけているような方が避難を一人でできないという方になります。もし、最初小学校に避難をして、小学校の避難の生活の中で区切られる部屋がなかったり、しんどいなということがあったら、その避難所にいる職員等に相談をしてもらって、次に避難をしてもらうところが福祉避難所という形になるので、最初からラポールに避難をするとなるのは難しいかなと思います。そういうところも、もしよかったら、まだ、なにも災害が起きていない時の事前の備えというところで、どこに避難をしたらいいのかな、どこの小学校に避難することになるのかなっていうあたりを見ておいてもらえたら、安心の材料の一つになるのかなとは思います。
F 委員	事前に資料をいただいて一番気になるのが、避難する時とかどうしたらいいのか不安。グループホームにお住まいなので、避難訓練とかはしてるから学校は知っている。だけど、福祉避難所に行かないといけないかなと思ってたから遠いなっていうご意見でした。
事務局	意見をいただけたので、そういうところも、わかりやすくお知らせできるように、また工夫していきます。
座長	それでは、次、案件の意見交換というのが本来あったのですが、時間がかなり押しておりますので、本来は皆さんと意見を交換して、協議したいと思いますので、次回以降はまたそういうことができるように工夫をしていきた

	いと思います。
A 委員	組織の見直し案に関しては、ワーキング的なものを持った上で改定されるという理解でよろしいでしょうか。
座長	改定するかどうか、まずは今回出たもので進めて、並行して今後どうしていくかというものを作っていく。ただ、そこでどんな話が出て、どうなっていくかというのは、そこでの話次第なので、必ず変わる、こういう方向性に変わるというのは、今の時点ではまだ言えないかなと思います。
A 委員	提案者の意見を汲んでいただけないものなのかな、まず今回出たもので進めていくというのは、納得いかない部分があるのですが、皆様どうでしょうか。
座長	皆さん全員が納得するというのは本当に難しいところです。
A 委員	そういう場を設けていただきたいということを今年の１月にも言ったので、まずは、その場を持っていただけないでしょうか。
副座長	でもワーキングの設置は、要綱改定以降の話なので、そのまま議論を続けてもいいのではないかと思うのと、基本的に、他の委員からも反対が無ければ、そういった形で進めるのが、座長が言う通り妥当じゃないかと思うので、進めながら、並行して考えるという形かなと思う。その辺は多分、市の提案について参加委員の方は同意いただけると思います。
A 委員	私の提案も委員は同意されていると理解しているのですが。
座長	僕が投げかけたのは、事務局案で、先ずはスタートして、同時並行で今後のあり方を考えるというところで、皆さん賛同いただけたのかなと思っていたのですが、どうでしょうか。
A 委員	争点が明らかではないから、ちょっと審議不足かなと。
座長	まずは事務局案でスタートして、同時進行で次に考えようとなっただけであって、別に議論しないとか、全て否定しようということではないです。そのことについて、参加委員から特に他に意見はなかったのですが。
A 委員	逆に反対意見もないのでは。
副座長	座長のその意見に対して同意性が高いという事を確認したということです。
A 委員	皆さんどうでしょうか。
座長	私が今提案したもので進めさせてもらって宜しいでしょうか。

A委員	ワーキングに関しては、具体的にはいつ持っていただけるのか。
座長	どういうワーキング、部会を持つのかってというのは、全体をみて決めていかないといけない。先ほどもあったように、たくさんあっても難しいというのもありますので、要綱も定まった次回の全体会で、こういう会をもって進めていきましょうという形なのかなと思います。
副座長	内容的には地域課題、この協議会に求められている地域の課題としてあげるべきことは何かということは、もっていただく中で議論されるべきじゃないかなというふうに僕は思っています。
A委員	全体会では、どうしても時間の制約があるので、できれば全体会の前に調整会議的な意見交換の場をもっていただき、色んな情報のやり取りをさせていただきたい。
座長	それをするのがワーキングなのかな。今からそれを全体の中でどうするかというところなのかなと思います。
A委員	私の意見としては、是非そういう時間のある場をもっていただきたい。
座長	是非、次回へ向けてこういう部会が必要じゃないかというのを皆さん考えていただいて意見をだしてもらえればと思います。 それでは、案件その他のところで何かございますでしょうか。
事務局	今後の協議会の運営につきまして、設置要綱を法制部門と協議した後に、手続きが完了した際には委員の皆さんにもご連絡を差し上げます。次回の全体会では、座長がおっしゃったように、専門部会、ワーキングに関する協議を行っていただければと思います。事務局からは以上です。
座長	大変時間がかかって申し訳ないです。今日初めて参加された方がおられますが、この場の在り方ももう少し整理するようにしていきたいと思います。 これにて協議会は終了します。本日はありがとうございました。 （会議終了）